

診療記録等の開示について

診療記録等（個人情報）の提供、及び開示は、医療従事者の重要な責務です。当院では、診療記録を患者さんに提供し、共有することによって、相互に信頼関係を築き、より質の高い開かれた医療を提供することを目指しています。

■診療記録の利用目的

- ・医療・介護・保健に関するサービスを安全、確実に提供するため
- ・ご家族への病状説明のため
- ・法令・行政上の業務の対応のため
- ・医療・介護保険事務や入退院・入退所管理を適切に行うため
- ・保険請求業務のため

上記に示した以外に、医療の質向上や医療従事者の育成を目的として、次のような利用を行う場合もあります。

- ・院内内部において行われる医学・看護学等の症例研究
- ・院内内部において行われる院内の事故防止、及び医療の質向上のための研究
- ・院内内部において行われる学生の実習への協力
- ・外部監査機関への情報提供

■手続き

診療記録の開示は原則としてご本人に開示します。予め、諸手続きが必要となりますので相談窓口にお申し出ください。ご本人以外の方が、診療記録の開示を希望される場合は、ご本人のプライバシーを尊重することから確認の手続きが必要です。いずれにしても開示できない場合は、その理由をご説明させていただきます。

開示手続きについては以下の書類が必要です。

- ・診療記録等の開示申込書
- ・本人又は代理人であることを確認できる公的文書（免許証、委任状等）

■費用

診療記録等の開示には別に定めた費用をご負担いただきます。詳細については恵寿総合病院 本館1階総合案内にてご確認ください。